

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

令和8年9月15日
環境再生・資源循環局
環境再生担当参事官付
災害廃棄物対策室

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

1. 概要

- （1）意見募集期間：令和8年7月3日（金）～同年8月8日（土）
- （2）意見募集の周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- （3）意見提出方法：e-Govの「意見提出フォーム」

2. 意見募集の結果

- （1）意見件数：22件
- （2）お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※御意見の概要欄に記載された内容は、基本的にいただいた御意見を基に抜粋・整理したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
協定の記載事項関係		
1	協定締結に係る自治体の事務負担を軽減し、費用面の合意形成を円滑にするため、費用の算定基準や負担割合の例を含む標準的な協定書のひな型を示すべき。	協定のひな型については、施行通知にて参考としてお示しすることを想定しています。
2	市町村と廃棄物処理業者等との協定及び市町村と都道府県等との協定について、共通して使用できる協定書のひな型を示していただきたい。	
3	自治体や廃棄物処理事業者の経験・知見の差を踏まえ、モデル協定書や締結手順を示した手引きを整備していただきたい。	
4	市町村が廃棄物処理業者等と締結する協定の記載事項である「非常災害廃棄物の処理の内容」として、具体的に何を記載する必要があるのか示していただきたい。	廃棄物の処理は、分別、保管、収集、運搬、再生及び処分等多岐にわたることから、これらのうち、当該事業者が実際に行う処理内容を記載いただくことを想定しています。
5	既存の災害廃棄物処理協定が省令で定める記載事項を満たしていない場合の取扱いについて、協定改定の可否を含め、通知等で明確にしていきたい。	協定に必須で記載すべき事項は、協定の締結者、支援要請の手続及び処理の内容（事業者との協定に限る。）であり、いずれも協定を運用するうえで必要な事項と認識しています。 既協定が省令で定める記載事項を実質的に包含している場合には、法に定める協定締結の努力義務を満たしているものと解して差し支えなく、法に基づく協定として位置付けるために、改めて協定を締結し、又は変更する等の手続を行う必要はありません。 また、既協定に当該事項が記載されていない場合は、協定の実効性を高めるため、速やかな協定の改定が望ましいと考えています。 なお、その他の必要に応じて規定する項目については、より協定の実効性を高めるため、必要に応じて改定を御検討下さい。
6	既存協定が省令で定める記載事項を実質的に包含する場合、新法に基づく協定として扱えること及びそのために必要な手続を通知等で明確にしていきたい。	
7	協定の記載事項である「当該協定の期間」について、有効期間を定めて毎年更新する必要はなく、適用開始日の記載と協議条項を設けることで対応可能と考える。	協定が形骸化しないよう、協定において有効期間を定めることや、協議条項等に基づき必要に応じて協定の内容を確認し、定期的に見直すことが望ましいと考えています。
8	協定の費用負担は原則や基本的な考え方を定めることで足りるか。また、被災自治体の負担費用が災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となるか、通知等で明確にしていきたい。	協定における費用負担の記載内容については、費用負担の原則や基本的な考え方を定めておくことを想定しています。なお、協定のひな型については、施行通知等において参考としてお示しすることを想定しています。 また、被災自治体が負担する費用が災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となるかについては、同補助金の交付要綱や実施要領等に基づき、個別に判断されます。
非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る手続の整理について		
9	政令で定める生活環境保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設について、生活環境影響調査の実施要否及び縦覧対象となる書類を明確にしていきたい。	繊維くずの破碎施設等政令で定める生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合においては、生活環境影響調査の結果を記載した書類を届出時に添付することを要せず、それに伴い、生活環境影響調査の結果を記載した書類を縦覧することも要しません。

非常災害廃棄物最終処分場の設置者の指定制度に係る申請の手続及び基準について		
10	非常災害廃棄物最終処分場の設置者指定制度について、申請様式を示していただきたい。	申請様式のひな型については、施行通知にて参考としてお示しすることを想定しています。
11	受入可能な非常災害廃棄物の種類、受入量、受入順位、受入料金及び搬入条件のうち、指定の申請時に定めておくべき事項の範囲と、発災後の自治体間協議や個別契約で定められる事項を明確に示していただきたい。	お示しいただいた事項のうち、「（当該処分場において処分する）非常災害廃棄物の種類」については、申請時に定めておく事項とすることを想定しています。 また、「受入量」や「受入料金」等その他のお示しいただいた事項については、個別の災害事案ごとに被災自治体と当該処分場の設置者の契約時に定めるものと考えております。
12	非常災害廃棄物最終処分場の設置者が処分委託を受けないことができる「正当な理由」を通知等で明確にしてください。また、自ら被災した市町村が自地域の廃棄物処理を優先する場合が該当するか示していただきたい。	「正当な理由」については、施行通知にて例示することを想定しています。
13	受入予定の非常災害廃棄物が平時の取扱範囲内で、通常の体制で処分できる場合、当該非常災害廃棄物の処分に係る体制や知識を有することを示す書類の添付を不要としていただきたい。	非常災害廃棄物最終処分場設置者の指定制度における「設置者の能力の基準」については、施行通知にて考え方を例示することを想定しています。
14	指定手続の審査のばらつきを抑え、安全性と迅速性を両立するため、申請者の能力や体制について、災害廃棄物関連研修の修了や技術管理者の常駐等を具体的な確認項目とする標準チェックリスト又はガイドラインを公表していただきたい。	
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例への追加		
15	安定型産業廃棄物と同等の性状を有する災害廃棄物の判定を現場任せにせず、危険物混入の判定基準・手順、チェックリストや検査方法、専門家による支援体制及び危険物が疑われる場合の対応フローを整備すべき。	御意見を踏まえ、今後、災害廃棄物対策指針等にて、充実を図ってまいります。
16	安定型産業廃棄物と同様の性状を有する非常災害廃棄物の範囲について、判断基準及び具体例を通知等で示していただきたい。	
包括的な御意見		
17	災害廃棄物処理の迅速化を理由に、環境基準、住民説明、処分場監督、費用負担、事業者選定及び再委託管理を緩く運用せず、特定地域への環境負荷や費用負担の転嫁を防止すべき。	災害廃棄物の適正処理がされるよう、施行通知等を通じて、本改正法の適切な運用に努めてまいります。
本省令案以外の施策等に関する御意見		
18	不適正処理や廃棄物の放置を行う事業者に対し、迅速な立入検査、事業停止、行政代執行及び費用回収を可能とする実効的な法整備を求める。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
19	不適正なヤードでの堆積・埋立てを防ぐ許可・監視制度、行政執行の迅速化・厳罰化、担保金等の導入及び適正価格と技能継承を確保する競争環境の整備を求める。	
20	原発事故に由来する放射性廃棄物・汚染物質が将来制度の対象に含まれないよう、上位法令にも除外規定を設けるべき。	
21	本省令案の「廃棄物」に原発由来の放射性物質が含まれるか。	
22	被災した太陽光発電設備について、分別、含有物質の確認、感電・雨水対策、処分先の記録等を行い、処理責任及び費用負担を明確化すべき。	